

江の川上流域で 特定都市河川浸水被害対策法に基づき 特定都市河川・流域に指定※されました

※特定都市河川浸水被害対策法第3条第1項及び第3項に基づく指定

広島県内の江の川上流域では、近年、平成30年7月豪雨や令和2年7月、令和3年8月の大雨により**大きな浸水被害**が発生しています。

さらに今後も、全国で気候変動により**水災害のさらなる頻発化・激甚化**が予測されていることを踏まえ、流域での浸水被害対策も組み合わせ、河川管理者だけでなくあらゆる流域の関係者が協働して行う「**流域治水**」の考え方に基づく対策が必要です。

このため、近年大きな浸水被害が発生した江の川上流域について、水災害に強い地域づくりを目指して、流域治水を本格的に実践するための新たな法的枠組みである「**特定都市河川**」に指定されました。

特定都市河川に指定することにより、河川整備を加速するとともに、水害リスクを踏まえた土地利用や流出抑制対策等に係る新たな予算・税制等も活用して、実効性のある対策を講じていくことが可能となります。



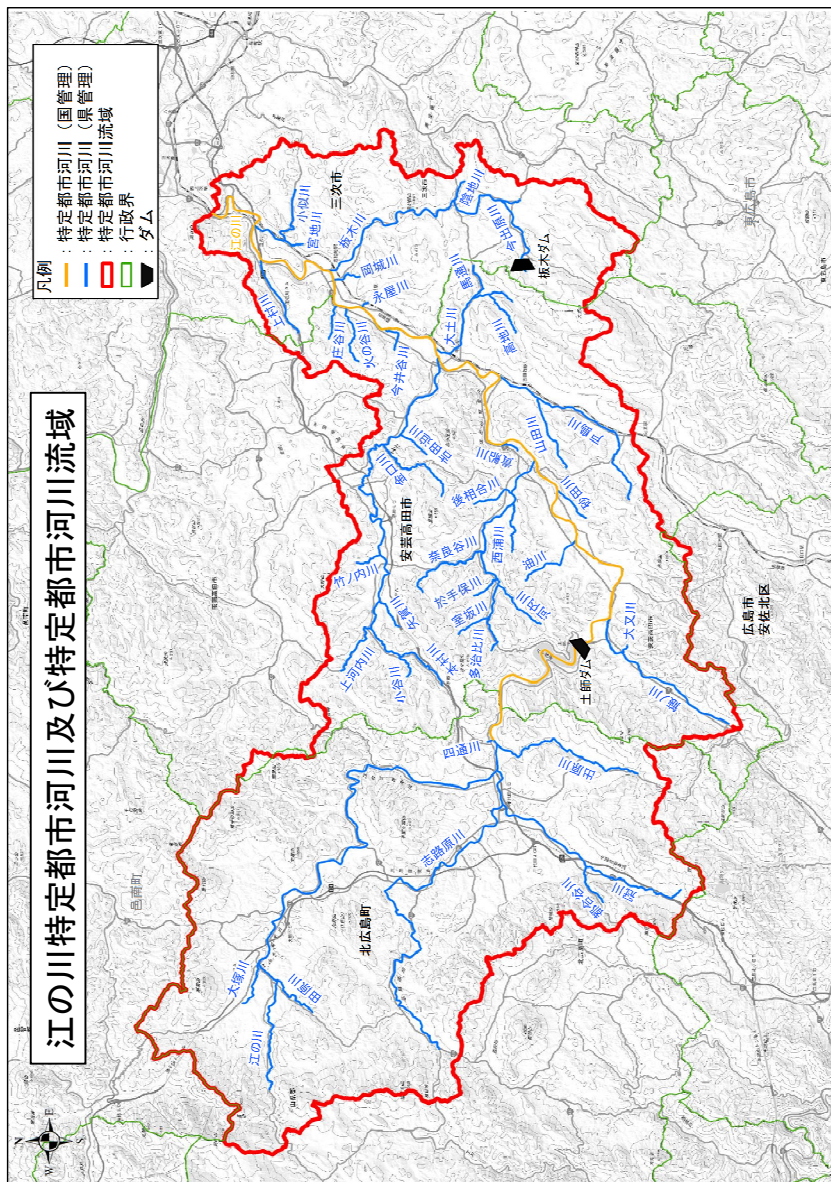
令和3年8月
江の川水系多治比川 吉田地区の浸水状況



令和3年8月
江の川水系江の川三次市秋町地区の浸水状況



江の川特定都市河川及び特定都市河川流域



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものです。
(測量法に基づき国土地理院長承認（複製） R4JHF 123 本製品を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければなりません。)

雨水浸透阻害行為を行う地域が特定都市河川流域内である場合には、
まずは許可申請窓口にご相談下さい。

■江の川流域への特定都市河川浸水被害対策法に関する相談窓口

◇国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所 河川管理課 TEL: (0824) 63-4121
ホームページ: <https://www.cgr.mlit.go.jp/miyoshi/river/tokuteitoshikasen.html>

■江の川（上流）流域内の雨水浸透阻害行為の許可申請窓口

◇江の川上流域（三次市・北広島町・安芸高田市の流域に係る許可）
：広島県 土木建築局 河川課 TEL (082) 513-3929 FAX (082) 227-2206
ホームページ: <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/99/tokuteitoshi-002.html>

◇江の川上流域（広島市の流域に係る許可）

：広島市 下水道河川局 河川防災課 TEL (082) 504-2377 FAX (082) 504-2458
ホームページ: <https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/158/>

特定都市河川流域では、水災害に強い地域づくりの一環として、**流域内の土地の浸透力を低下させるおそれがある行為＝「雨水浸透阻害行為」を行う場合、広島県知事（広島市においては広島市長）の許可※が必要となり、行為前の流出雨量より増加しないよう対策工事（雨水貯留浸透施設の設置）が義務付けられます。**

※次ページに「雨水浸透阻害行為の許可」に関する詳細を解説しています

Q:許可が必要な雨水浸透阻害行為とは？

許可が必要な雨水浸透阻害行為とは、現況の土地に対し、地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量を増加させるおそれのある行為で、その面積が**1,000㎡以上**のものが該当します。

特定都市河川流域において雨水浸透阻害行為を行う場合、広島県知事（広島市においては広島市長）の許可が必要となり、行為前の流出雨水量より増加しないよう対策工事（雨水貯留浸透施設の設置）が義務付けられます。

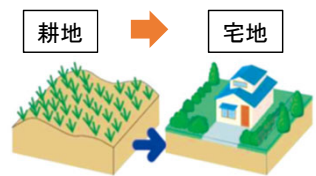
田畑や原野を、宅地や舗装された道路、資材置場、駐車場にする場合や、造成済みの土地などでも、利用方法の変更により対象となることがあります。

許可が必要な雨水浸透阻害行為に該当するか否かについては、**現況の土地利用区分の判断、雨水浸透阻害行為面積の算定などが必要**となります。

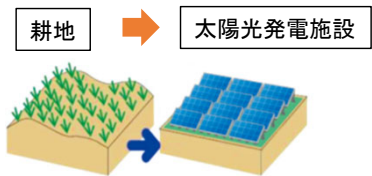
詳細は、申請窓口への相談をお願いします。

対象となる行為（雨水浸透阻害行為）の例

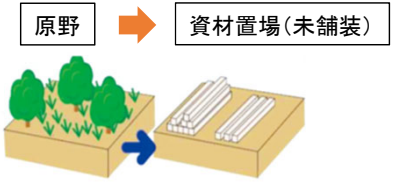
1. 「宅地等以外の土地」を「宅地等」にする
ために行う土地の形質の変更



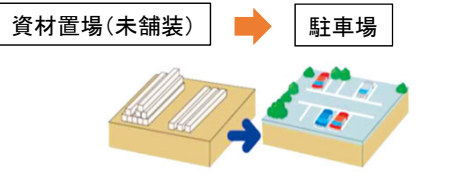
2. 「宅地等以外の土地」への「太陽光発電施設」の設置



3. ローラー等により土地を締め固める行為



4. 土地の舗装（不透水性の材料で覆うこと）



「宅地等」に含まれる土地：宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場
「宅地等以外の土地」：山地、林地、耕地、原野 等（注：太陽光発電施設は宅地に該当）

Q:対策工事（雨水貯留浸透施設）には、どのようなものがある？

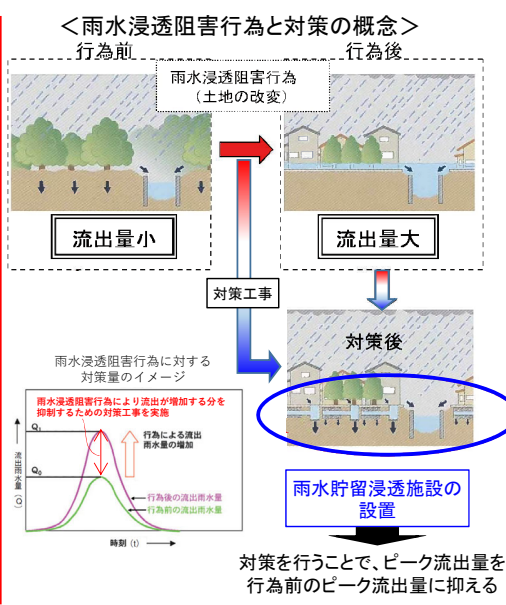
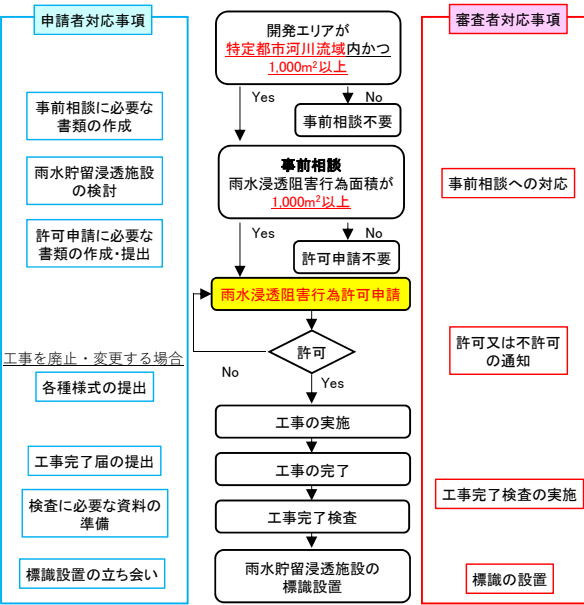
貯留施設には、公園や駐車場などの地表面に貯留するタイプと、建物の地下に貯留するタイプがあります。貯留した雨水をポンプで汲み上げて散水等の雑用水として利用することも考えられます。

浸透施設には、浸透ますや浸透トレンチ、透水性の舗装などのタイプがあり、浸水被害を防止・軽減するとともに、地下水の涵養にも効果があります。

なお、浸透施設と貯留施設を組み合わせると、1つの対策工事として実施することも可能です。

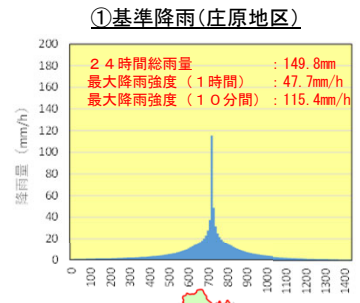
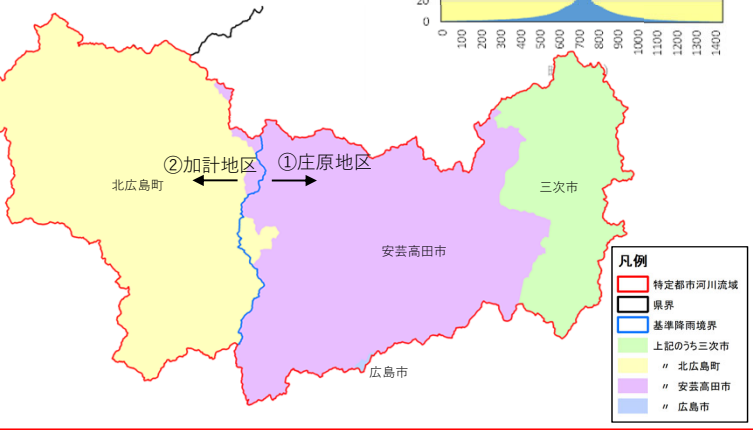
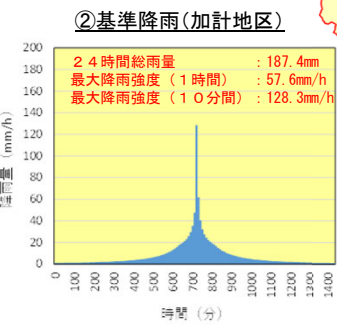


Q:雨水浸透阻害行為の許可に必要な手続とは？



○「基準降雨」について

雨水浸透阻害行為許可申請の際には、下の図に示す地区に応じた**基準降雨**を用いて、**対策工事（雨水貯留浸透施設）の規模を算定する必要があります。**
江の川特定都市河川流域では、**①庄原地区**と**②加計地区**の2地区に区分されます。



Q:いつまでに許可が必要？許可を受けずに雨水浸透阻害行為をしたら？

許可の通知が文書で到着するまでは、雨水浸透阻害行為に関する工事に着手することはできません。なお、行為の内容により異なりますが、申請の事前相談から許可の通知まで、少なくとも概ね**1ヶ月以上が見込まれる**ため、十分に期間の余裕をもってご対応されるようお願いいたします。

なお、許可を受けずに雨水浸透阻害行為をした者には、法律により、罰則（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）が設けられています。